

ふるさと選手制度事務手続の流れ

1. (様式1) 及び (様式2) の作成及び提出方法

	初めてふるさと登録をする競技者 (新規)	2年目以降もふるさと登録をする競技者 (継続)
①	<p>ふるさと選手制度を利用する競技者にふるさと登録届(様式1)を配布する。</p> <p>↓</p> <p>ふるさと選手制度を利用する競技者は(様式1)に必要事項を記入し国体予選前までに当該競技団体へ届け出る。</p> <p>↓</p> <p>当該競技団体は、(様式1)の内容を点検・確認をした上で県体育協会へ提出をする。※(様式1をコピーして競技団体に保管)</p>	<p><u>2年目以降もふるさと選手制度を利用する競技者については、趣旨及び留意事項を説明し、本人の意思を確認する。</u></p> <p><u>2年目以降もふるさと選手制度を利用する競技者は、趣旨及び留意事項を確認し、自分の意思を当該競技団体へ連絡する。</u></p> <p>(様式1は必要ありません)</p>
②	<p>当該競技団体は、(様式1)及び2年目以降で本人の意思でふるさと登録を希望する選手に基づいて、ふるさと制度登録選手一覧(様式2)を所定のフロッピーで作成する。</p>	
③	<p><u>(様式2)をプリントアウトして右の余白にふるさと制度使用回数(国体予選も含)を記入し内容入力フロッピーと一緒に県体育協会へ提出をする。</u></p>	
④	<p><u>ブロック大会がある競技団体は様式2をプリントアウトしてその中でブロック大会出場者のNo.に○をする。</u></p>	

※③・④は別紙記入例参照

2. 提出物及び締切日(様式1)

	ブロック大会がある競技団体 (ストレート種別含む)	ブロック大会がない競技団体
提出物	<p>①様式1</p> <p>②様式2内容入力フロッピー</p> <p>③プリントアウトして右余白にふるさと制度使用回数及びブロック大会出場者をマキング(No.に○)した用紙</p>	<p>①様式1</p> <p>②様式2内容入力フロッピー</p> <p>③プリントアウトして右余白にふるさと制度使用回数を記入した用紙</p>
締切日	ブロック大会参加申込締切日までに提出	国体候補者名簿締切日までに提出

※別紙 関ブロ・国体参加提出書類提出期限参照のこと

3. ふるさと選手制度使用に係る留意事項

- 『ふるさと』とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。(水泳・リトニクス競技については一部異なりますので大会総則をご覧ください)
- 『ふるさと選手制度』を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により『ふるさと』を登録しなければならない。なお、一度登録した『ふるさと』は変更できないものとする。
- ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 『ふるさと』から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。